

内潟療護園ホームヘルプセンター利用料

令和4年10月1日

■ 要介護者(介護保険)

(1)基本単位数・料金(訪問介護)

サービス内容	利用単位数	自己負担額(利用1回の負担額)		
		1割負担	2割負担	3割負担
生活援助:45分未満	201単位	201円	402円	603円
生活援助:45分以上	248単位	248円	496円	744円
身体介護:20分未満	184単位	184円	368円	552円
身体介護:30分未満	275単位	275円	550円	825円
身体介護:30分以上1時間未満	436単位	436円	872円	1,308円
身体介護:1時間以上1.5時間未満	637単位	637円	1,274円	1,911円
以後30分増すごとに	92単位	-	-	-
*身体介護に引き続き生活援助を行う場合				
身体介護:20分以上30分未満 生活援助:20分以上45分未満	349単位	349円	698円	1,047円
身体介護:20分以上30分未満 生活援助:45分以上70分未満	422単位	422円	844円	1,266円
身体介護:20分以上30分未満 生活援助:70分以上	496単位	496円	992円	1,488円
身体介護:30分以上1時間未満 生活援助:20分以上45分未満	509単位	509円	1,018円	1,527円
身体介護:30分以上1時間未満 生活援助:45分以上70分未満	583単位	583円	1,166円	1,749円
身体介護:30分以上1時間未満 生活援助:70分以上	657単位	657円	1,314円	1,971円
通院等乗降介助	109単位	109円	218円	327円

※上記には特定事業所加算Ⅱ(基本料金の10%)を算定しています

※1ヵ月の単位計算で計算した場合は誤差が生じる場合があります

(2)各種加算・その他

加算名	要件	加算単位	自己負担額		
			1割負担	2割負担	3割負担
初回加算	新規利用しサービス提供責任者の訪問を受けた場合(当該月のみ)	200単位/月	20円	40円	60円
緊急時対応加算	緊急にサービスの提供を受けた場合	100単位/回	10円	20円	30円
小規模事業所加算	小規模事業所への加算	所定単位の10%	-	-	-
処遇改善加算	職員の処遇改善の取組みをしている場合	交付率13.7%	-	-	-
特定処遇改善加算	職員の処遇改善の取組みをしている場合	交付率6.3%	-	-	-
ベースアップ加算	職員の処遇改善の取組みをしている場合	交付率2.4%	-	-	-
早朝(6:00~8:00)夜間(18:00~22:00)のサービス提供		25%割増	-	-	-
2人訪問が必要な場合		2人分利用料金	-	-	-

■ 介護予防・日常生活支援総合事業(中泊町)

(1)基本単位数・料金

総合事業	サービス内容	利用単位数 (月単位)	自己負担額(1ヶ月分の負担金)		
			1割負担	2割負担	3割負担
訪問型サービスⅠ	週1回程度の訪問型サービスが必要とされた者 (事業対象者・要介護1・要支援2)	1,176 単位	1,176 円	2,352 円	3,258 円
訪問型サービスⅡ	週2回程度の訪問型サービスが必要とされた者 (事業対象者・要介護1・要介護2)	2,349 単位	2,349 円	4,698 円	7,047 円
訪問型サービスⅢ	週2回を超える程度の訪問型サービスが必要とされた者(要支援2)	3,727 単位	3,727 円	7,454 円	11,181 円

(2)各種加算・その他

加算名	要件	加算単位	自己負担額		
			1割負担	2割負担	3割負担
初回加算	新規利用しサービス提供責任者の訪問を受けた場合(当該月のみ)	200 単位/月	20 円	40 円	60 円
処遇改善加算	職員の処遇改善の取組みをしている場合	交付率 13.7%	-	-	-
特定処遇改善加算	職員の処遇改善の取組みをしている場合	交付率 6.3%	-	-	-
ベースアップ加算	職員の処遇改善の取組みをしている場合	交付率 2.4%	-	-	-
早朝(6:00~8:00)夜間(18:00~22:00)のサービス提供		25%割増	-	-	-
2人訪問が必要な場合		2人分利用料金	-	-	-

指定居宅介護(重度訪問介護)利用料

令和4年10月1日

【利用料について】

障害福祉サービスの自己負担(定率負担)は、所得に応じて次の4区分の負担上限月額が設定され、ひと月に利用したサービス量にかかわらず、それ以上の負担は生じません。

- * 利用料については、法改正等により変更になる場合は、これらの料金も自動的に改正されます。その場合は、事前に新しい利用料を書面でお知らせします。
- * 早朝(6時～8時)及び夜間(18時～22時)帯は、所定単位の25%増しとなります。
- * 1人のヘルパーによる介護が困難と認められる場合等で、利用者の同意のもと2人のヘルパーでサービスを提供した場合は、2倍の利用者負担額をいただきます。

区分	世帯の収入状況	負担上減額
生活保護	生活保護受給世帯	0円
低所得	市町村民税非課税世帯(注1)	0円
一般1	市町村民税課税世帯(所得割16万円(注2)未満) ※入所施設利用者(20歳以上)、グループホーム利用者を除きます(注3)	9,300円
一般2	上記以外	37,200円

(注1)3人世帯で障害者基礎年金1級受給の場合、収入が概ね300万円以下の世帯が対象となります。

(注2)収入が概ね600万円以下の世帯が対象になります。

(注3)入所施設利用者(20歳以上)、グループホーム利用者は、市町村民税課税世帯の場合、「一般2」となります。

所得を判断する際の世帯の範囲は、次のとおりです。

種別	世帯の範囲
18歳以上の障害者 (施設に入所する18、19歳を除く)	障害がある方とその配偶者
障害児 (施設に入所する18、19歳を含む)	保護者の属する住民基本台帳での世帯

【加算について】

- * 特別地域加算(15%)、特定事業所加算(10%)が基本料金に加わります。又、処遇改善加算(居宅介護27.4%、重度訪問介護20.0%)、特定処遇改善加算(7.0%)、ベースアップ等支援加算(4.5%)が該当する場合には加算となります。
- * 初回加算(200単位/月)、緊急時対応加算(月2回を限度に100単位/回)は該当する場合には加算となります。
- * 利用者負担上限額管理加算(月1回を限度に150単位/月)は該当する場合には加算となります。

【高額障害福祉サービス等給付費について】

- * 障害者の場合は、障害者と配偶者の世帯で、障害福祉サービスの負担額(介護保険も併せて使用している場合は、介護保険の負担額も含む。)の合算額が基準額を超える場合は、高額障害福祉サービス等給付費が支給されます(償還払いの方法によります)。